

## 令和7年度 事業報告

### I. 令和7年度 協会活動の概要

わが国は人口減少・少子高齢化が進行する社会に突入し、これまで築き上げてきたインフラを計画的かつ戦略的に将来へと引き継ぐマネジメントの時代に移行しつつあります。下水道も普及率が80%を超えストックが増大する中で老朽化が進行しており、令和7年当初に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、下水道インフラの持続可能性を確保する必要性について国民の認識が高まりました。本事故では管渠の老朽化対策がクローズアップされたところですが、処理の中枢を担う機械・電気設備の耐用年数は15～20年程度とされているにもかかわらず、多くの施設においてそれを超過しており、下水道機能を継続的に保全し施設を適切かつ安定的に稼働させるためには、本格的な改築・更新が急務となっています。

一方で、脱炭素社会の実現に向け、機器類の省エネ性能の向上やバイオガス等を活用した創エネ技術の開発などプラント施設の技術革新が進展しており、グリーンイノベーション下水道に貢献する新たな技術の積極的な採用が求められます。さらに、近年は気候変動の影響が顕在化しており、防災・減災、国土強靱化の観点から、頻発・激甚化する大雨に対応した浸水対策の強化を図るため、ポンプ場等の機械・電気設備の改築・更新や新規整備も推進する必要があります。

足元の事業執行では、継続する円安や物価上昇等の社会経済情勢を受け、資機材価格の高騰や納期の遅延が散見され、現在も続いている状況にあります。また、建設業等においても時間外労働の上限規制が適用され、適正な工期設定をはじめ働き方改革を着実に推進する必要があります。

このような中、国においては、水道整備・管理行政が国土交通省に移管し上下水道一体の取組が本格化するともに、ウォーターPPPの導入に向けた議論が進められるなど、下水道事業の根幹を大きく転換する施策が動き出しています。

下水道を取り巻く環境やそれを受けた事業の形は大きく変化しようとしています。下水道は、国民の安全・安心、また健全な水環境の確保に重要な役割を担うインフラであることに何ら変わりはなく、人口減少が進行する中にも将来にわたり持続的・安定的に機能を果たすことが求められます。一方で、脱炭素社会の実現や防災・減災、国土強靱化といった政策課題や社会的要請に対しては、着実かつスピーディに対策を進めていく必要があります。事業主体である地方公共団体の経営環境が厳しさを増す中、これらに適切に対処していくには、民間企業のノウハウや創意工夫にインセンティブを付与してそれらの活用を促進するなど、官民の連携・協力をさらに推進すべきと考えます。

日本下水道施設業協会は、下水道施設の品質確保、下水道の価値の発信、官民連携の推進、新技術の開発・普及、会員企業の健全な発展といった役割を果たすため、本年度は上述した課題や動向、及びそれらを踏まえた認識を十分に踏まえ、関係機関への提言活動や意見交換、技術や市場に関する調査・検討、セミナー等の広報・普及啓発などの活動に取り組みました。

## 1. 事業執行に関わる諸課題解決への取り組み

下水道事業の諸課題に対応した必要な予算の確保に加え、公共工物品確法及び同法運用指針の趣旨も踏まえ、会員企業の意見やアンケート結果等をもとに政策提言をとりまとめ、国土交通省（以下「国交省」）上下水道審議官グループに提言を行うとともに、日本下水道事業団（以下「事業団」）と意見交換を実施しました。

また、地方公共団体をはじめ全 33 箇所の地方機関に対し、対面で提言活動を進めました。

### 1) 持続可能な下水道事業の推進

老朽化設備更新の交付金確保及び浸水対策補助金拡充について、国交省上下水道審議官グループ幹部に対し 7 月に提言を行い、関係機関や国会議員等への要望も行いました。

これらの活動に対し、平成 7 年度下水道事業予算（案）では概ね前年度並みの国費が確保され、防災や事業運営の一体化に係る補助金が拡充される一方、革新的技術実証事業ではカーボンニュートラルの実現に資する省エネや創エネなどの技術が対象となりました。

### 2) 社会経済状況や改築・更新を踏まえた設計・積算の改善

複雑で手間がかかる改築・更新工事が受注の 7 割を占める中、不調・不落を抑制し円滑な施工ができるよう、各種歩掛や週休 2 日の補正、価格高騰を適切に反映した単価の設定や見積りの採用、工期延長時の保管費計上等について、国交省上下水道審議官グループ、事業団及び地方公共団体に対し具体例も踏まえて訴えました。

これらの活動に対し、一部地方公共団体からはスライドの適用、柔軟な工期設定が示されるなどの対応がなされました。

### 3) 官民連携を含む適正な入札契約制度の構築

発注主体である事業団、政令指定都市や道府県等の地方公共団体に対し、土木・建築工事の分離発注、予定価格の事前公表の廃止、技術力を重視した契約制度の充実、技術者要件の緩和、適切な契約変更等について、それぞれの実情に応じ提言及び意見交換を行うとともに、国交省の地方整備局にも周知を要請しました。

これらの活動に対し、事業団では監理技術者等の兼任条件の追加・緩和等、一部地方公共団体では、配置技術者の資格要件の拡大、地元企業との JV 条件の緩和等が図られるなどしました。

また、持続可能なウォーター PPP の実現に向け、要求水準に見合う適正な事業費の設定、なかでも土木・建築費の予算超過への対応、また費用やリスク分担など必要十分な情報開示に基づく官民対話の必要性について、国交省幹部に提言を行いました。さらに、ガイドラインの改訂に対し、企画委員会に設置した官民連携 PT を中心に検証を進め、国交省に改善意見を申し入れました。

### 4) 循環型・脱炭素社会の構築とグローバル化への対応

国交省上下水道審議官グループ等への提言に加え、下水道技術開発会議及び同エネルギー分科会をはじめ新技術等に係る様々な検討会議に参加し、会員企業に情報共有を図りました。

また、事業団や日本下水道協会等に最新の技術情報を提供するほか、研修講師や研究発表会

座長を派遣するとともに、特に要請のあった地方公共団体に対しては、当該団体が策定する改築計画案への意見をとりまとめました。さらに、事業団が作成する基準類について改訂事項等を提案しました。

一方、水分野における国際標準化の動向を踏まえ、ISO/TC275「汚泥の回収、再生利用、処理及び廃棄」の国内審議団体として、今後の方針等を検討しました。

また、ISO/TC224「上下水道サービス」及び ISO/TC282「水の再利用」の国内審議委員会や、下水道グローバルセンター(GCUS)に参画しました。

## 2. 広報・普及啓発等への取り組み

### 1) 広報活動

下水道の予算確保や円滑な事業展開には、広く国民に対し下水道の機能や役割を伝え多様な価値の理解促進を図ることが重要であり、新技術の導入など会員企業の貢献も含め、各界向けにふさわしい媒体や内容を選定し分かりやすい広報活動に努めました。

#### (1) 機関誌等の発行

機関誌「明日の下水道」を年2回発行し、協会の諸活動や技術情報等に加え、7月号では大阪市の老朽化対策、1月号では浜松市のコンセッション事業に係る特別企画等を掲載し、全国の地方公共団体をはじめ下水道関係者や会員企業に送付しました。

また、協会の紹介パンフレットを更新しました。

#### (2) 子供向けの教育活動

下水道の普及啓発を図る壁新聞「こども下水道ニュース」を関係団体と共同で製作し、4月に全国約15,000箇所の小中学校等に配布しました。

また、下水道に関する環境教育の助成、環境の総合展示会であるエコプロ2025への出展協力を行いました。

#### (3) ホームページによる情報発信

ホームページ上で協会の事業内容や活動状況等を適時発信し、最新技術を含む会員企業の製品や技術5分野180件を「技術ギャラリー」で紹介するなど、内容を随時更新しました。

### 2) 普及啓発活動等

事業団の入札契約制度に関する公開講座、及び工事安全等に関する会員向け講習会をそれぞれWebで開催しました。

また、下水道循環のみちセミナーを、対面とWebを併用して国の予算要求及び国内外のPPPをテーマに2回開催するとともに、施設見学会ではJAXAの観測所を訪問し解説を受けるとともに、鉄道博物館を見学しました。

### 3) 会員への情報提供等

(1) 国交省から通知される建設業向けの制度や運用等に関する文書等について、国交省登録建設業団体として会員企業に通知するとともに、調査やアンケート等の依頼に対応しました。

(2) 近況レポートを54回配信し、下水道施策に関する国や事業団、地方公共団体等の最新の

動向を会員企業に周知しました。

また、協会活動等を掲載した会報を3回配信しました。

- (3) 総会懇親会及び東京下水道設備協会と共催の新年賀詞交歓会を開催しました。